

## 7 . 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

### 7-1. 景観重要建造物の指定の方針

#### 〈景観重要建造物の指定の方針の考え方（景観法第8条第2項第4号関係）〉

具体的な指定については、景観形成条例に基づく景観形成審議会の意見を踏まえて指定していきます。

- ◇景観形成の方針に基づき、歴史的又は建築的に価値が高く、周辺地域の情景を特徴づける建造物のうち、景観計画区域の景観育成に資するものを指定する。
- ◇地域の自然、歴史、文化、生活等からみて、これらの特性が形として立ち現れたものである地域の景観上の特徴を、当該建造物の外観が有しているものであること。
- ◇景観形成・育成の観点から指定するものであり、当該建築物自体の歴史的価値や文化的価値を問うものではないこと。
- ◇歴史的な様式を継承した新しい建造物や新たな都市文化を創造することを望まれる地域におけるランドマークとなる建造物等についても積極的に対象とすること。
- ◇建造物の敷地、建造物周辺の燈籠、敷石、石垣、庭園等が当該建造物と一体となって良好な景観を形成している場合にあつては、それらを含め一体として対象とすること。
- ◇指定にあたっては、景観形成審議会及び建築等の専門家の意見を聴くものとする。

### 7-2. 景観重要樹木の指定の方針

#### 〈景観重要樹木の指定の方針の考え方（景観法第8条第2項第4号関係）〉

具体的な指定については、景観形成条例に基づく景観形成審議会の意見を踏まえて指定していきます。

- ◇景観形成の方針に基づき、周辺地域の情景を特徴づける樹木のうち、景観計画区域の景観育成に資するものを指定する。
- ◇当該樹木が、地域の景観上の特徴を構成しているものであること。
- ◇景観形成・育成の観点から指定するものであり、当該樹木自体の歴史的価値や文化的価値を問うものではないこと。
- ◇新たな都市文化を創造することを望まれる地域におけるシンボルとなる樹木等についても積極的に対象とすること。
- ◇指定にあたっては、景観形成審議会及び造園等の専門家の意見を聴くものとする。